

輸送リーダー

特集① ジャパントラックショー 2026

ともに創る、運ぶの最適

特集② 改正道路交通法

自転車・追い抜き・生活道路の
新ルール



巻頭言・業界羅針盤

中東依存の日本の原油

— 軽油の約7割はトラック輸送で消費 —

他社に打ち勝つ発想力

軽油の暫定税率廃止から

見えてきた低収益体質からの脱却

財務強化と企業成長のセオリー

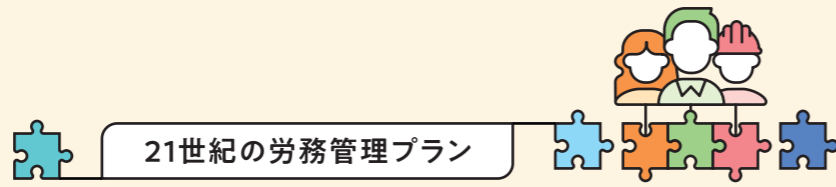
原油高を乗り切るための

中小企業向け融資制度

続・成功する人材活用

雇用・労働分野の

助成金を活用しよう!



2026年度版

雇用・労働分野の助成金を活用しよう！

—— 物価上昇に負けない賃上げと、シニア世代の活躍を後押し ——

一般社団法人 SRアップ21東京会
社会保険労務士 清水 健矢=文

2026年度の助成金のポイント

今年度の助成金は、昨年度から引き続き賃上げへの取り組みや、人材不足への対応としてシニア世代の活用推進が重点課題として取り上げられています。以下は主要な助成金のポイントです。

(1) 賃上げ支援→キャリアアップ助成金

◎キャリアアップ助成金 正社員化コース

就業規則などに規定した制度に基づいて、有期雇用労働者などを正社員転換した場合に申請できます。キャリアアップ計画書を事前に提出した上で、正社員転換後6カ月間の賃金を、転換前6カ月間の賃金より3%以上増額させることなどが要件です。

■助成額

【重点支援対象者】

有期→正規80万円(60万円)/
無期→正規40万円(30万円)

【重点支援対象者以外】

有期→正規40万円(30万円)/
無期→正規20万円(15万円)

※()は大企業の助成額
※重点支援対象者とは、雇入れから3年

以上の有期雇用労働者など、一定の要件を満たす者

今年度から、就業規則などに規定されている正社員への転換制度の情報を自社Webサイトや職場情報総合サイト「しょくばらば」で公表した場合、20万円(大企業は15万円)が上乘せされる情報公表加算が新設されました。

(2) 賃上げ・設備投資支援→業務改善助成金

◎業務改善助成金

事業場内の最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の中小企業が、事業場内の最低賃金を引き上げて、生産性向上につながる設備投資などを行った場合に申請できるのが業務改善助成金です。まず事業実施計画書を提出して、交付決定を受けてから設備投資を行うことなどが要件です。

■助成額

【助成率】

設備投資等に要した費用の3/4

【助成上限額】

30円コース:30～130万円/

45円コース:45～180万円/
60円コース:60～300万円/
90円コース:90～600万円

2025年9月から制度が拡充され、地域別最低賃金の改定に伴って事業場内最低賃金を引き上げる場合の要件が緩和されました。

(3) 環境改善支援→働き方改革推進支援助成金

◎働き方改革推進支援助成金 取引環境改善コース

荷待ちや荷役時間が原因となるトラックドライバーの長時間労働を改善するため、荷主集団などが連携して荷待ち時間の短縮などを行った場合に申請できる助成金で、2026年4月に新設されました。トラック予約システムの導入や、ハンドリフトの導入などが対象になります。事前に提出した事業実施計画に基づいて改善事業を行い、荷待ち・荷役時間や労働時間の短縮などの成果目標を達成することが必要です。

■助成額

改善事業の実施に要した経費



の一部を成果目標の達成状況に応じて支給。

【助成額】

以下のいずれか低い方の額
①対象経費の合計額/
②上限額:100万円

1以上の運送事業者を構成員に含む3者以上の事業主で構成された荷主集団などが行う取り組みが対象になりますので、1社単独での申請はできません。また対象集団などには一定の要件があります。

(4) シニア世代活用支援→65歳超雇用推進助成金

◎65歳超雇用推進助成金

65歳超継続雇用促進コース

高齢者の雇用推進のため、①65歳以上への定年の引上げ、②定年の定め廃止、③66歳以上への継続雇用制度の導入、④他社による継続雇用制度の導入のいずれかを実施した場合に申請できます。定年制度について規定された就業規則等を整備していること、支給申請日前から高

年齢者雇用管理に関する措置(教育訓練の実施など全4種類)のうち1つ以上実施していることなどが要件です。

■助成額

60歳以上の雇用保険被保険者の人数と、定年の引き上げ幅に応じて支給。

【①65歳以上への定年の引き上げ、②定年の定め廃止】

15万円～240万円

【③66歳以上への継続雇用制度の導入】

22(20)万円～130(120)万円

【④他社による継続雇用制度の導入】

20(16)万円～105(100)万円

※()は、基準に該当した者のみを対象とする継続雇用制度を導入した場合の助成額

今までは1事業主1回限りの支給でしたが、今年度から回数制限が撤廃されたことにより、段階的な定年の引き上げが可能となりました。

(5) 育児休業取得支援→両立支援等助成金

◎両立支援等助成金

出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境や業務体制の整備を行って、実際に子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得した男性労働者がいた場合などに申請できます。雇用環境整備の措置を複数実施していること、男性労働者が一定日数以上の育児休業を取得したことなどの要件があります。

■助成額

【①男性労働者の育児休業取得】

1人目の子:20万円/
2・3人目の子:10万円

【②男性労働者の育児休業取得率の上昇等】

男性労働者の育休取得率が30%以上UP&育休取得率50%以上:60万円
一定の場合のみ、男性労働者の育休取得率が2年連続70%以上:60万円

本記事は2026年4月13日現在の情報です。

一般社団法人 SRアップ21 (<https://www.srup21.or.jp>)

平成6年8月に設立、社会保険労務士(SR)による人事・労働管理の実務家集団で、北は北海道から南は沖縄まで全国的に活動。弁護士・税理士・行政書士など専門士業との関係強化を積極的に図り、企業のあらゆる相談や手続きをワンストップサービスでサポートしている。

◆職場でよくあるトラブルをドラマ仕立てにしたDVD「人事労務トラブル110番vol.5」販売中。本誌読者割引あり。お申し込みはホームページから。